

(環境確保条例第118条の2 参考様式)

土壌汚染情報公開台帳（基準不適合台帳）

(案件No. 6-1)

整理番号	201-0009	調製年月日・契機	令和7年（2025年）3月31日			・ 第116条第1項第2号		
所在地	八王子市東浅川町552番21 外2筆 (地番) 八王子市東浅川町553番地 (住居)							
訂正年月日・契機	—							
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	光ビジネスフォーム株式会社 高尾工場			面積	387.52 m ² (基準不適合範囲)	4,506.00 m ² (調査)		
汚染状況調査の方法に関する特記事項				—				
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容				—				
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨（汚染 の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨）				—				
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨				—				
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨				—				
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届 出区域に指定された区域を含む場合は、その旨				要措置区域（要-11）				
備考				—				
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者		
	令和7年(2025年)1月14日	六価クロム化合物		含有量基準・ 溶出量基準 第二溶出量基準		株式会社環境管理センター		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				

[illegible]

1. 調査概要

(1) 目的

本調査は、調査対象地において土壤汚染対策法に基づく土壤調査を実施し、調査対象地における土壤汚染等の有無を確認することを目的とした。

(2) 調査対象地

- ・ 名 称：光ビジネスフォーム株式会社 高尾工場
- ・ 調査対象地：東京都八王子市東浅川町 553 番地（住居表示）
東京都八王子市東浅川町 552 番 21、553 番 34、37（地番）
- ・ 土地所有者：光ビジネスフォーム株式会社
- ・ 調査対象面積：4,506.00m²（CAD 求積面積）
- ・ 現在の用途：工場、事務所
- ・ 用途地域：準工業地域

調査対象地の位置図を図 1-1 に示す。



出典：「地理院地図」（国土地理院）

図 1-1 調査対象地位置図

土壌汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	八王子市 東浅川町553番地	別紙3 P.1
	地番	八王子市 東浅川町552番21、553番34、37	
	今回報告範囲 ※全体の調査対象地に対し、分割して報告する場合		
工業専用地域の有無	無	調査対象地の用途地域が工業専用地域である場合(調査対象地の一部も含む)は「有」を選択してください。	
条例施行規則第55条第3項地域の有無	無	第55条第3項地域については、環境局ホームページの「埋立地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。	
今回調査対象地面積	4,506.00 m ²		別紙3 P.1
深度限定の有無	無		
指定調査機関名	株式会社環境管理センター		
指定調査機関の指定番号	指定番号2003-8-2027		
準拠法令等	● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ● 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) ● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) ● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) ● 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)		

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)

有害物質取扱事業場の設置履歴	有		
	・光ビジネスフォーム株式会社 ・社団法人 日本道路建設業協会 ・日本ペロー工業株式会社 ・梶山合成樹脂株式会社		
特定有害物質の使用状況とその形態	光ビジネスフォーム株式会社は印刷業であり、印刷及びマシン洗浄にシアン化合物、ふっ素を含む製品を使用していることが確認され、敷地出入口付近にてフオークリフト(ガソリン)の使用が確認された為、ベンゼンが含まれている可能性がある。 社団法人 日本道路建設業協会は聴取調査によると、トリクロロエチレン、ベンゼンを含む製品を使用している可能性がある。 日本ペロー工業株式会社は過去資料によると、金属加工、ヘルメット製造(プラスチックの二次加工)を行っていたことが確認され、ペローズ洗浄の際には青酸カリウムの使用が確認されたが、詳細は不明である。 梶山合成樹脂株式会社は、日本ペロー工業株式会社の敷地内に立地していたと思われ、社名から合成樹脂を取り扱う事業であった可能性があるが、詳細は不明である。なお、過去農地利用でないことから、第三種特定有害物質の使用は考えにくい。		
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	無		
既往調査・対策の経緯	無		
その他の経緯	無		
汚染のおそれとその由来	● 人為由来による汚染のおそれがある (おそれを否定できない) 自然由来による汚染のおそれがある 水面埋立て用材料による汚染のおそれがある		別紙2 別紙
試料採取等対象物質の種類とその理由	第一種特定有害物質	日本ペロー工業株式会社および梶山合成樹脂株式会社の使用状況が不明のため	
	第二種特定有害物質	使日本ペロー工業株式会社および梶山合成樹脂株式会社の用状況が不明のため	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	日本ペロー工業株式会社および梶山合成樹脂株式会社の使用状況が不明のため	
	シアン化合物 /	光ビジネスフォーム株式会社の使用物質	
	ふっ素及びその化合物 /	光ビジネスフォーム株式会社の使用物質	
	トリクロロエチレン	社団法人 日本道路建設業協会の使用物質	
	鉛及びその化合物 /	光ビジネスフォーム株式会社の使用物質	
	ベンゼン /	光ビジネスフォーム株式会社、社団法人 日本道路建設業協会の使用物質	
使用の可能性が否定できないものの試料採取等の対象としない特定有害物質とその理由			
土壌汚染のおそれの区分の分類(平面)	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	・光ビジネスフォーム株式会社:印刷機のある1号棟全域及び廃棄物置場、レギュラーガソリン給油場所 ・社団法人 日本道路建設業協会:立地していたと思われる範囲全域 ・日本ペロー工業株式会社:立地していたと思われる範囲全域 ・梶山合成樹脂株式会社:立地していたと思われる範囲全域	別紙2 別紙
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	調査対象地のうち、上記以外の範囲全域	別紙3 P.4
	土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	対象外	
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有 地盤面の変更にに関する情報が得られていないため、原則として現状地盤を対象とした。	
	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	有 特定有害物質を含む排水が流れる地下配管が存在する。	

3. 調査方法				
3-1. 単位区画の設定				
起点の位置	X座標、Y座標	X座標: -39211.443 Y座標: -48907.509 世界測地系の平面直角座標系(9系)に基づく		
	その他			
起点の高さ	TP	158.082	m	その他 m
起点の高さを計測した場所(面)	舗装面			
北の定義	座標北			
回転角度	56 度	17 分	22.00	秒
その他				
3-2. 土壌調査方法				
※調査地点位置図を 別紙3 P.13~17 に示す。				
現地試料採取 期間	ガス採取	令和6年10月21日		
	土壌採取	令和6年10月22日~令和6年11月1日		
室内分析期間	令和6年10月22日~令和6年11月15日			
試料採取等対 象物質と試料 採取を行う区 画の選定	全部対象区画	「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」を含む単位区画を「全部対象区画」とした。		
	一部対象区画	「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」を含む単位区画のうち、全部対象区画を除いた区画を「一部対象区画」とした。		
第一種特定有 害物質の土壌 ガス採取方法	全部対象区画	全部対象区画では、全ての単位区画を試料採取等区画とし、単位区画内で特定有害物質の取り扱いの可能性が高い場所の近傍、もしくは単位区画の中心に調査地点を設定した。		
	一部対象区画	一部対象区画では、一部対象区画を含む30m格子の中心が調査対象地の区画内である場合には、当該30m格子の中心を含む単位区画を試料採取等区画とし、30m格子の中心に調査地点を設定した。		
	一部対象区画において土壌 ガスが検出された30m格子	対象区画無し		
	トラベルブランク試験の 有無	有		
	値の補正の有無	無		
		濃度の増減は± 20 %未満		
第一種特定有害物質のボーリングによる 試料採取方法	土壌ガス中に特定有害物質が検出されなかったため、ボーリング調査は未実施である。			
	帯水層底面が 確認された深度	- - m		
第二種、第三 種特定有害物 質の試料採取 方法	全部対象区画	全部対象区画は、表層土壌(地表から深さ5cmまでの土壌)及びその下層土壌(深さ5cmから50cmまでの土壌)を採取した。コンクリート、碎石等に被覆されている場合は、それら被覆物除去後の深度を地表として採取した。		
	一部対象区画	一部対象区画は、30m格子内の試料採取等区画の土壌試料を等量混合し1検体とした。		
		別紙3 P.20		

3-3. 地下水調査方法			
※調査地点位置図を 別紙3 P.27 図6-1			に示す。
現地試料採取 期間	代表地点	令和6年11月25日～令和6年11月27日	
	対象地境界	-	
室内分析期間	代表地点	令和6年11月26日～令和6年12月3日	
	対象地境界	-	
代表 地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を 行う位置の選定(平面)	30m格子ごとに当該30m格子内にあたる土壌溶出量の最も高い1区画で採取した。	別紙3 P.26
	地下水採取等対象物質と地下水採取を 行う深さの選定(断面)	地下水位及び周辺柱状図から最初の帯水層が存在している範囲にスクリーンを設置した。 スクリーン深度: GL-8.0m~-10.0m	別紙3 P.28
	帯水層底面が 確認された深度	確認されなかった。 - m	
対象 地境 界	地下水採取等対象物質と地下水採取を 行う位置の選定(平面)		
	地下水採取等対象物質と地下水採取を 行う深さの選定(断面)		
	帯水層底面が 確認された深度	m	
地下水試料採取方法		ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。なお、土壌調査で基準不適合となった以下の物質について、地下水調査を実施した。	別紙3 P.28

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を 別紙3 P.22 表2-4、P.23 表2-5(1)～(2) に示す。

※2 調査結果総括図を 別紙3 P.25 図2-6 に示す。

試料採取日	ガス採取		令和6年10月21日
	土壌採取		令和6年10月22日～令和6年11月1日
	地下水	代表地点	令和6年11月25日～令和6年11月27日
		対象地境界	-

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)				
		基準 (ppm) *	調査 対象 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 区画数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 対象 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.1	46	ND	0	無	0.01				
	テトラクロロエチレン	0.1	36	ND	0	無	0.01				
	ジクロロメタン	0.1	36	ND	0	無	0.02				
	クロロエチレン	0.1	46	ND	0	無	0.002				
	四塩化炭素	0.1	36	ND	0	無	0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	36	ND	0	無	0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	46	ND	0	無	0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	46	ND	0	無	0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	36	ND	0	無	1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	36	ND	0	無	0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	36	ND	0	無	0.002				
	ベンゼン	0.05	46	ND	0	無	0.01				

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査					代表地点における 地下水調査				対象地境界における 地下水調査				
			調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)注1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m)注1	基準 超過 区画数 注3	試料 採取等 の省略	試料 採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	試料 採取 地点数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(揮発性有機化合物) 第 種 特 定 有 害 物 質	トリクロロエチレン	0.01														
	テトラクロロエチレン	0.01														
	ジクロロメタン	0.02														
	クロロエチレン	0.002														
	四塩化炭素	0.002														
	1, 2-ジクロロエタン	0.004														
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1														
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04														
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1														
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006														
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002														
ベンゼン	0.01															
(特定有害物質) 第 二 種 重 金属 等	カドミウム及びその化合物	0.003	36		<0.0003	0	無									
	シアン化合物	0.1	46		<0.1	0	無									
	鉛及びその化合物	0.01	46		0.001	0	無									
	六価クロム化合物	0.05	36		0.063	4	無	3	<0.005	0	無					
	砒素及びその化合物	0.01	36		0.004	0	無									
	水銀及びその化合物	0.0005	36		<0.0005	0	無									
	セレン及びその化合物	0.01	36		0.001	0	無									
	ほう素及びその化合物	1	36		<0.1	0	無									
	ふっ素及びその化合物	0.8	46		0.43	0	無									
	有機燐化合物	0.1														
(農薬等) 第 三 種 特 定 有 害 物 質	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	36	<0.0005	0	無										
	テウラム	0.006														
	シマジン	0.003														
	チオベンカルブ	0.02														

*基準欄の斜字 :の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 対象 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(特定有害物質 第二種) (重金属等)	カドミウム及びその化合物	45	36		<1.0		0	無
	シアン化合物	50	46		<5		0	無
	鉛及びその化合物	150	46		43		0	無
	六価クロム化合物	250	36		<10		0	無
	砒素及びその化合物	150	36		<10		0	無
	水銀及びその化合物	15	36		<1.0		0	無
	セレン及びその化合物	150	36		<1.0		0	無
	ほう素及びその化合物	4000	36		<50		0	無
	ふっ素及びその化合物	4000	46		110		0	無
基準不適合範囲の地番		八王子市東浅川町553番34						
基準不適合範囲の面積 ^{※12} (m ²)		387.52						
汚染原因		特定又は推定ができなかった						
備考	調査対象区画数	46 区画						
濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。								

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については調査対象区画数、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。

②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。

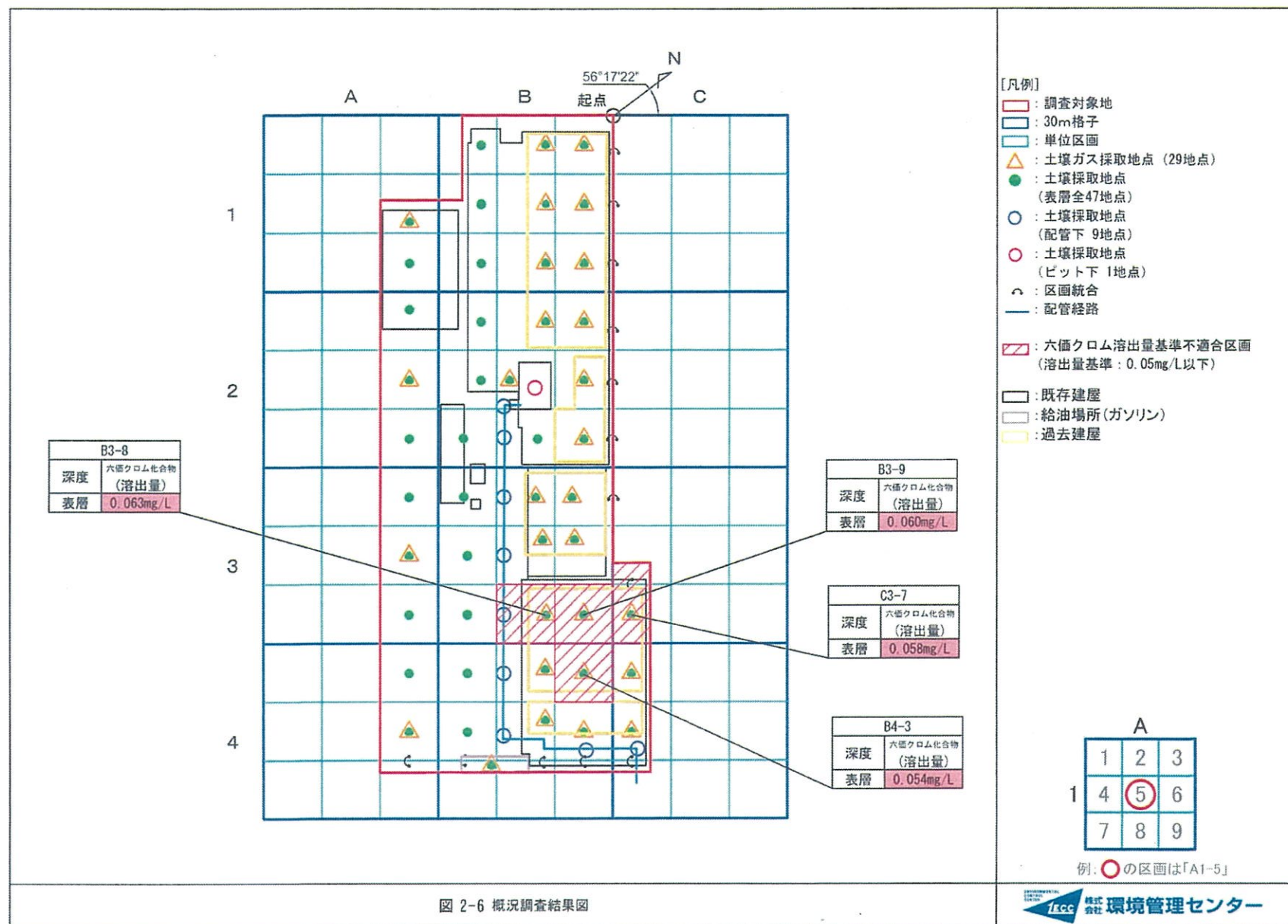
③統合された区画は1区画と数えてください。

④土壌汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。

⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、詳細調査(深度方向調査)結果報告シートを作成してください。
なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。

注)2 土壌ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。



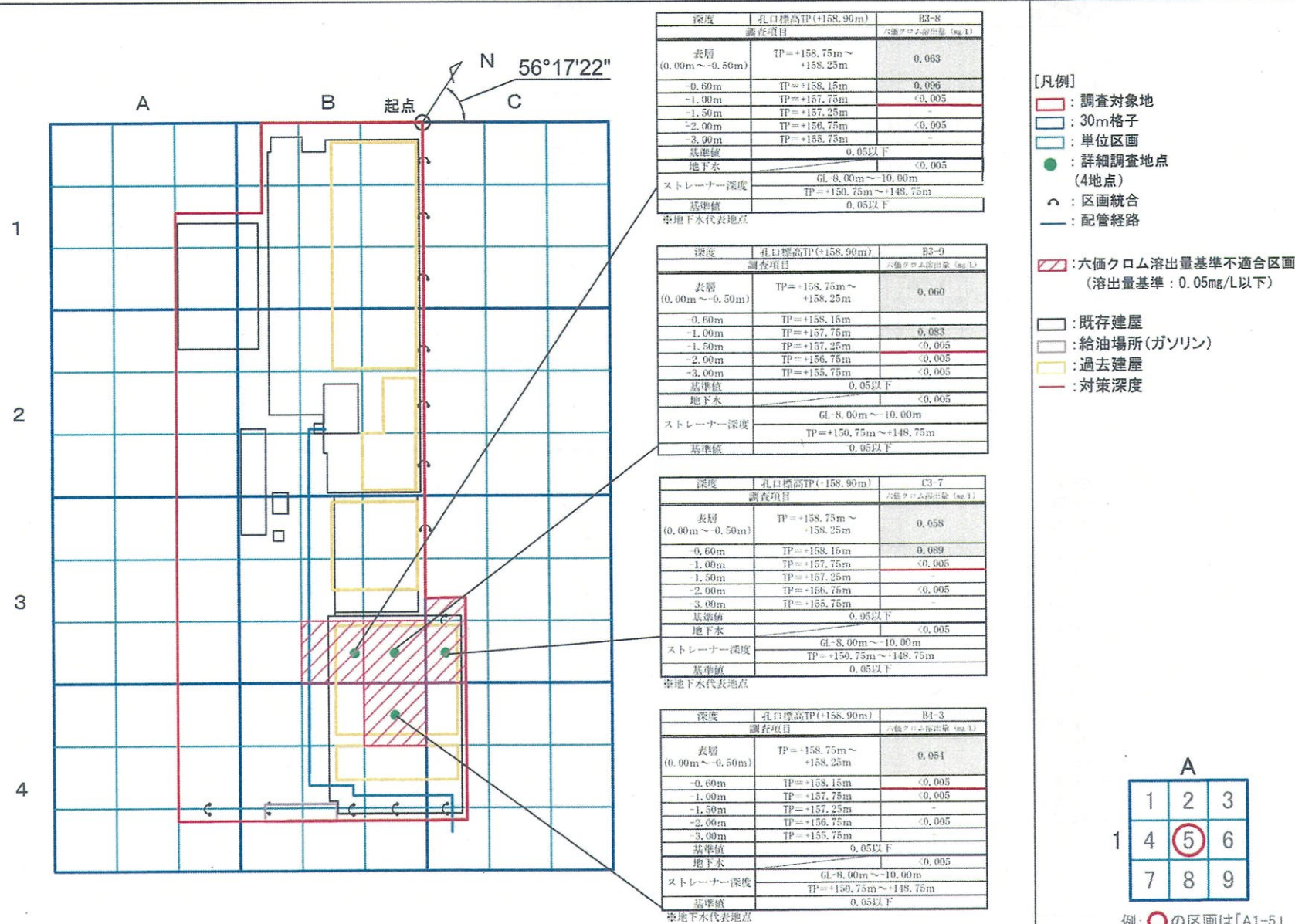


図 3-3 調査結果まとめ図